

令和7年度 水戸市地域おこし協力隊（新規就農）募集要領

1 募集の趣旨

水戸市は、茨城県の中央からやや東部に位置し、首都東京から北東に約 100 kmの距離にあります。人口は、2025（令和7）年4月1日現在 265,583 人で、近年の人口は、2016（平成28）年の 271,047 人をピークにおおむね 27 万人前後で推移しています。

農業従事者は、2020（令和2）年現在 3,646 人で、10 年間で約 25%減少しており、その減少に伴い耕作放棄地の増加が懸念されています。

このため、農業分野における担い手の減少が進む本市において、新規就農者の増加や地域農業の活性化など、本市農業における課題を解決しながら、自らも実践・就農を目指す「水戸市地域おこし協力隊（新規就農）」を募集します。

2 主な活動内容

活動期間終了後の就農に必要な技術を習得し、地域における人間関係を育むため、地域住民や関係団体、行政等と連携・協力し、以下の活動を（1）を中心に行います。

- （1）市内農家における農作業支援
- （2）農産物直売所・農業体験及び就農者募集イベントの補助など
- （3）地域おこし協力隊関係研修への参加や年に一度の活動報告発表等
- （4）その他、市の魅力発信や課題解決に繋がる地域おこし活動等

3 募集人員

1 名

4 募集対象者

次に掲げる（1）～（8）のすべての要件を満たす方

- （1）下記のア、イ、ウ、エのいずれか及びオの要件を満たす方

ア 現在、「3大都市圏」（※1）のうち、「条件不利区域」（※2）以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

イ 現在、政令指定都市のうち、「条件不利区域」（※2）以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

ウ 水戸市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内の方

エ 水戸市以外の地方自治体においてJETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方

オ 任用後、任用期間を通して水戸市に住民票及び生活の拠点を移すことができる方（※3）

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、平成17年度と平成27年度の国勢調査結果を比較

した場合に、人口減少率が 11 パーセント未満の市町村のことをいう。

※2 「条件不利区域」とは、以下のいずれかに該当する区域のことをいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）

- ・第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- ・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域
- ・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域

②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）

- ・第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）

- ・第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域

⑤小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）

- ・第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

※3 住民票の異動は基本的に任用後とするが、任用前に生活基盤を整えておく必要がある場合には、社会通念上合理的と認められる期間に限り、任用前に住民票を異動しても差し支えない。

※4 ご自身が上記に該当するかどうかご不明な場合はお問い合わせください。

(2) 農業に関する関心が高く、活動期間終了後、水戸市に定住し、就農する意欲のある方

(3) 心身ともに健康で地域になじむ意思があり誠実に職務を行える方

(4) 地域活性化に係る活動に理解と熱意があり、行政や地域住民とコミュニケーションを図りながら、積極的に活動ができる方

(5) 普通自動車運転免許を有しており、日常的に運転をしている方

(6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール対応等）ができる方

(7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

(8) その他、水戸市地域おこし協力隊設置要項に規定する内容を遵守できる方

5 活動地域

那珂川沿岸地域

ねぎなどが生産されている畑作地域です。地理的表示（GI）に登録されたブランド農産物「水戸の柔甘ねぎ」の主産地であり、主な農作業支援先は、ねぎ農家を予定しています。

※ イベント参加時などには、市外の活動もあります。

6 勤務時間

原則午前 8 時 30 分～午後 5 時（うち 1 時間休憩）、月～金曜日の週 5 勤務

※ 土曜日、日曜日、祝日及び勤務時間外に勤務した場合には、週の勤務時間内で調整します。

7 報酬等

報酬及び社会保険等の条件は、次のとおりです。その他の条件は、水戸市会計年度任用職員関係規程の定めによります。

- (1) 報酬 月額：193,500 円～
 賞与：445,050 円～（6・12 月）
 ※ 上記報酬額は令和 7 年 4 月時点の規定により計算しているため、給与改定等により変動する場合があります。
 ※ 初年度 6 月の賞与は期間率を踏まえ、3 割程度の支給となります。
- (2) 手当 通勤手当
 ※勤務地への通勤距離及び通勤手段に応じて支給
- (3) 支給日 当月 21 日払い
 ※ 支給日が土・日曜日又は祝日となる場合は、直前の金融機関営業日
- (4) 休暇 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）
- (5) 社会保険等 茨城県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害の適用
 ※ 加入条件を満たす場合に限りします。
- (6) 住宅補助 基本的に、月額 70,000 円を上限に市が住宅を借り上げ、無償貸与します。
 ※ 借り上げる住宅は、採用後、業務開始までに相談しながら決定します。
 ※ 入退去に係る費用や光熱費、町内会費等については自己負担となります。
- (7) その他 活動に必要な車両（軽トラック）を貸与します。
 任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。
 - ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・ 信頼失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る義務 ・ 職務に専念する義務
 - ・ 政治的行為の制限等 ・ 争議行為の禁止 なお、業務に支障がない範囲での兼業は可能です。
 ※ 兼業には、任命権者の許可が必要となります。

8 任用形態

水戸市 会計年度任用職員（農政課所属）

9 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 次年度以降の任用については、各年度終了時に活動状況や実績、本人の意向を勘案し、最長 3 年まで延長します。

10 募集期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～12 月 15 日（月）

11 応募方法

(1) 提出書類

- ア 水戸市地域おこし協力隊（新規就農）応募用紙（別記様式）
- イ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- ウ 普通自動車運転免許証の写し

(2) 応募及び問い合わせ先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市役所産業経済部農政課振興係

TEL : 029-232-9181

FAX : 029-232-9255

MAIL : nousei_nougyouSinkou528@city.mito.lg.jp

URL : <https://www.city.mito.lg.jp/>

(3) 提出方法

メール、郵送又は持参

持参の場合は平日8:30～17:15を受付時間とします。

郵便の場合は消印有効とします。

12 選考の流れ

(1) 第一次選考

書類選考を行います。可否は文書で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に、水戸市役所にて対面の面接を行います。日程等詳細については、第一次選考結果と併せてお知らせします。可否は文書で通知します。

※ 留意事項

- ・提出していただいた全ての書類は返却いたしません。
- ・応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担になります。